

新潟県条例第23号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																			
(趣旨)	(趣旨)																			
<p>第1条 この条例は、県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の業務（以下「業務」という。）に従事する職員の充足に資するため、<u>県内の学校若しくは養成所に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事しようとするもの又は県内の大学院の修士課程に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事し、若しくは大学における看護に係る教育（以下「教育」という。）に従事しようとするもの</u>に対し、毎年度予算の範囲内で貸与する修学資金について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の業務（以下「業務」という。）に従事する職員の充足に資するため、<u>県内の学校又は養成所に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事しようとするもの</u>に対し、毎年度予算の範囲内で貸与する修学資金について必要な事項を定めるものとする。</p>																			
(貸与)	(貸与)																			
<p>第2条 (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する<u>第1号から第4号</u>までに掲げる学校若しくは養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて<u>学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするもの又は看護に関する専門知識を修得するために県内に所在する大学に置かれた第5号に掲げる県内の大学院の修士課程（以下「大学院修士課程」という。）</u>に在学し、かつ、<u>県内において現に業務に従事している者であつて将来県内において業務若しくは教育に従事しようとするもの</u>に対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の看護に関する修士課程</u></p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する<u>次の各号</u>に掲げる学校<u>又は養成所</u>（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて、<u>学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするもの</u>に対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>																			
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>																			
(修学資金の額)	(修学資金の額)																			
<p>第3条 修学資金の額は、次の表に定めるとおりとする。</p>	<p>第3条 修学資金の額は、次の表に定めるとおりとする。</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修学資金の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般貸与</th> <th style="text-align: center;">特別貸与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護に関する専門知識を修得す</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	修学資金の額（月額）		一般貸与	特別貸与	(略)			看護に関する専門知識を修得す	50,000円	/	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修学資金の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般貸与</th> <th style="text-align: center;">特別貸与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	修学資金の額（月額）		一般貸与	特別貸与	(略)		
区 分		修学資金の額（月額）																		
	一般貸与	特別貸与																		
(略)																				
看護に関する専門知識を修得す	50,000円	/																		
区 分	修学資金の額（月額）																			
	一般貸与	特別貸与																		
(略)																				

るために大学院
修士課程に在学
している者

(貸与期間)

第4条 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業又は修了の月までとする。

(返還の債務の当然免除)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設に在学し一般貸与を受けた者にあつては養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。以下この条において同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間（以下「修学期間」という。）を除き、県内において業務に継続して従事した期間が3年以上、大学院修士課程に在学し一般貸与を受けた者にあつては大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事し、又は直ちに当該大学において教育に従事した場合であつて、当該業務又は教育に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

(3) 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等）において業務に従事した場合又は大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事し、若しくは直ちに当該大学において教育に従事した場合であつて、当該業務又は教育に継続して従事している期間中に業務若しくは教育に係る理由により死亡し、又は当該業務若しくは教育に起因する心身の故障のため業務若しくは教育を継続することができなくなつたとき。

2 (略)

(返還)

第8条 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が、貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還債務の履行が猶

(貸与期間)

第4条 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。

(返還の債務の当然免除)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 一般貸与を受けた者にあつては、養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。以下この条において同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間（以下「修学期間」という。）を除き、県内において業務に継続して従事した期間が3年以上であるとき。

(2) (略)

(3) 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等）において業務に従事した場合であつて、当該業務に継続して従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 (略)

(返還)

第8条 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が、貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還債務の履行が猶

予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事せず、又は直ちに当該大学において教育に従事しなかつたとき。

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前から従事する施設における業務又は当該大学において従事する教育外の理由により死亡し、又は当該業務若しくは教育に従事しなくなつたとき。)。

(返還の債務の裁量免除)

第9条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上県内において業務に従事したとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前に従事していた施設において業務に従事し、又は当該大学において教育に従事したとき。)。

(2) (略)

(返還の当然猶予)

第10条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設又は大学院修士課程に在学しているとき。

(2) (略)

(返還の裁量猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第1号又は第2号に規定する場合を除くほか、県内において業務に従事しているとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前に従事していた施設において業務に従事し、又は当該大学において教育に従事していると

予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。

(返還の債務の裁量免除)

第9条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上県内において業務に従事したとき。

(2) (略)

(返還の当然猶予)

第10条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) (略)

(返還の裁量猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第1号又は第2号に規定する場合を除くほか、県内において業務に従事しているとき。

き。) (2) (略)	(2) (略)
----------------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部改正)
- 2 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(貸与) 第2条 (略) 2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。） <u>第2条第2項第1号から第4号</u> までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。 3 (略)	(貸与) 第2条 (略) 2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。） <u>第2条第2項各号</u> に掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。 3 (略)